

佐賀市議会定例会議案説明

(令和7年6月5日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明いたします。

* * *

まず、補正予算議案について、御説明いたします。

今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費などについて、所要の補正措置を講じております。

第46号議案「一般会計補正予算（第3号）」は、補正額約8億9,800万円で、補正後の予算総額は、約1,151億5,500万円となっております。

以下、主な内容を御説明いたします。

まず、スポーツ交流施設整備支援事業について、

- この事業は、最高位リーグ「Bプレミア」に参入する佐賀ブルーナズが行う、チームの活動やスポーツ推進・交流の拠点となる施設の整備を支援するものであります。

質の高い練習環境の整備を通じてチーム力の強化につなげ、プロスポーツを核とした地域経済の好循環を実現するとともに、市民も利用できる交流施設とすることで、街の賑わい創出や魅力向上につなげていくことを目指しております。

次に、地域公共交通再構築事業について、

- この事業は、交通局舎を地域公共交通の結節機能を持った「SAGAモビリティセンター」（仮称）として再整備することにより、市民生活に根差した持続可能な公共交通体系の構築を進めるものであります。

さらに、大学機能強化支援事業について、

- この事業は、本市における高等教育の充実、地域で活躍する人材の確保、健康・福祉分野での連携等につなげるため、西九州大学が佐賀キャンパス内に計画している新学部の設置を支援するものであります。

今回は、学部棟の建設に対する補助経費を令和8年度までの債務負担行為として措置いたしております。

以上、「一般会計補正予算（第3号）」の主なものを御説明いたしました。その財源といたしましては、国・県支出金、諸収入等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、条例議案について、御説明いたします。

第49号議案「佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例」は、職員の育児等及び介護と仕事との両立を支援するため、育児のための部分休業の取得形態の追加や、仕事との両立に資する制度又は措置について、職員への周知及び制度の利用についての意向確認等を行うものであります。

第51号議案「佐賀市市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正等に伴い、新しい排出ガス規制の基準に適合する二輪の原動機付自転車について、軽自動車税の種別割に係る税率の設定を行うものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。